

市民の声（10 月分）

意見 36

R6. 10. 2

①京葉線から内房線への乗り込みについての見直し及び増便について

2024年9月の見直しでは、朝の時間帯の3本の京葉線（以前は1本が快速、2本が各駅停車）の内2本が快速、1本が各駅停車に変更されました。多少改善されたものの、基本的に、京葉線沿いに通勤、通学している人には蘇我で乗り換える等の無駄時間が生じています。（蘇我以前（例えば袖ヶ浦））朝夕もう少し京葉線から内房線への直通を増やして欲しいと思います。（朝夕結構蘇我駅での乗り換え時間を要しています。）袖ヶ浦市も住民が増加している要因の1つは都市部へのアクセスの利便性もあると思います。

②私有地の整備について

我家は側溝沿いにあります。（*****）側溝にはゴミが溜り夏場には悪臭もします。年に2～3回は側溝に降りてゴミのかき揚げや側溝沿いの草刈り、除草剤撒きをしています、歳をとりそれも難しくなってきました。（原則側溝周りの清掃は住民が行うことになっているようですが、アパート地区でアパート所有者は一切そのようなボランティアのようなことはされません。（所有者も不明です。）

このような市有地は周期的に市の公共事業として予算化をして美化を務める必要があると思います。

一部高齢化が進む中で、地域住民のボランティア活動のみに頼る施策は見直しをすべきだと思います。例えば側溝に蓋をすとか？側溝沿いはコンクリート化を進めるとか市内の美化を進めるうえで検討が必要と考えます。

③外国人の把握・管理に関して

袖ヶ浦市も人口増加に伴い、外国人の増かもあると思います。外国人の管理は市として、どの様に管理されているのでしょうか？（具体的には、国別、男女別、就労有無、パスポート切れはないか等）

アパートで大声を出したり、ゴミの（白い袋での）置き去り（ポイ捨て）等を今年、奈良輪地区で3回見ました。（自転車に来て雑草地に投げて直ぐに去って行かれました。）

市の方では外国住民に対して、どの様な管理をされているのかを教えてください。

④ 市民会館の音響設備等の整備について

袖ヶ浦市の市民会館での音響効果等が劣るために（君津）の方での音楽活動が盛んであると聞いています。（一般的な歌手等が市民会館ではそのような催しが出来ない。）音響や照明等のプロを養成して、市民会館での催しが出来る様にしたら良いと思います。

⑤ 市民プールの整備について

市民プールを使用できるようにする。（夏季のみでも使用できるようにする。）屋根を設置する場合は、そんなに高くしなくてコストパフォーマンスが取れるような建物に検討する。（民間施設やガウランドはあるが、今ある臨海スポーツセンターのプールを有効利用する。）

	⑥フリーマーケットの開催について 年に２回（例えば春・秋）とかに、市民会館か袖ヶ浦駅前で各家の不用品などの交換・販売等の交流の場としてフリーマーケットを開催する。 各家庭に眠っているお宝の有効利用をする。 場所は、市民が集いやすい場所とする。（出店者には出店金としていくらか徴収する。
回答	R6. 10. 22 企画政策課 土木管理課 市民協働推進課 昭和交流センター スポーツ振興課 廃棄物対策課 日頃より、市行政に対しご理解とご協力をいただきありがとうございます。 この度、ご提言いただきました内容について、回答いたします。 まず、①京葉線直通列車の増便についてでございますが、昨年１２月にＪＲ東日本千葉支社から、本年３月のダイヤ改正により、京葉線の通勤快速が減便されることが発表されました。本市では、移動時間の増加に伴い、市民の生活や企業等の経済活動に多大なる影響を及ぼすおそれがあること等から、本市を含む内房線沿線５市の連名で、ＪＲ東日本に対し、減便の撤回と再検討についての要望書を提出いたしました。また、その後に本市を含む千葉市等の２０自治体の連名で、ダイヤの再検討等についての要望書を提出しております。 このような要望活動を行ったことにより、３月のダイヤ改正では一部の快速が残るなどの変更がされ、さらには９月にも朝と夜の通勤時間帯において、京葉線と内房線を直通する一部の各駅停車が快速に変更されたところでございます。 本市といたしましても、都市部へのアクセス向上は重要な課題であると捉えていることから、京葉方面への直通列車の増便についても引き続きＪＲ東日本に要望し、利便性の改善を図ってまいります。 次に、②ご自宅脇の側溝の除草・清掃についてでございますが、日頃より側溝周辺のゴミの除去や草刈りなど市有地の美化にご協力いただいておりますこと、この場をお借りして御礼申し上げます。 道路や水路は、日常生活に切っても切れないとても重要な施設として市内全域にはりめぐらされている一方で、市だけですべての道路などを管理することは、人員・予算の観点などから困難な状況にあり、市内一斉清掃をはじめ、日頃より地域の方に道路や水路などの環境美化・管理にご協力いただいております。 ご意見にもありますように、これまでと同様の地域の方からのご協力が難しい状況もあるため、管理負担の軽減に向けた取り組みとして防草シートの設置など、限られた予算の中で持続的に道路や水路などの環境美化・維持管理を行っていくための方策について検討を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 次に、③外国人の把握・管理についてでございますが、日本に３ヶ月を超える在留資格を持って在留する外国人の方や、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者の方等は住民票作成の対象であることから、本市への転入手続を行うことにより、市において住所、国籍、

年齢、性別、就労の有無等を登録し確認することができますが、パスポートの期限は住民票作成に当たって申請する項目ではなく、その内容は確認できないものとなっております。

また、出入国在留管理庁において3ヶ月以下の在留期間が決定された方や、短期滞在・外交・公用の在留資格が決定された方等は住民票作成の対象とならないことから、このような方々については、住所、国籍、年齢、性別等に加え、その総数も把握することができません。

そのため、本市で生活する全ての外国人についての情報を市では確認できておらず、また、日常生活についても市が立ち入ることはありません。

しかしながら、近年本市における外国人は増加していることから、日本人との生活習慣の違いによるトラブルが起こることがないように、転入手続を行った外国人の方々には本市での生活に必要な情報を記載したチラシを配布し、その支援を行っているところです。

今後は、本市に住むことになる外国人が生活ルールを守るよう、不動産事業者に外国人の受入に関するチラシの配布等により、外国人への生活ルールの周知を図り、地域の住環境が維持できるよう努めてまいります。

次に、④市民会館の音響設備等の整備についてでございますが、市民会館大ホールの座席数は653席であり、近隣市と比較すると会場が小さく、動員できる人数も限りがございますが、ピアノコンサートや音楽発表会などは定期的に行われており、さらには、近年、市外の方（プロを含む）のコンサート利用も増えている状況です。

市民会館につきましては、建設から既に50年程度経過しており、設備等の老朽化が進んでおります。また、人口や道路状況等、本市を取り巻く環境も大きく変化しており、施設自体の改修等についても検討が必要であるとの認識でおります。

この度のご意見等も踏まえまして、多くの方々に施設を利用していただけるよう今後も努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

次に、⑤市民プールの整備についてでございますが、臨海スポーツセンターのプールにつきましては、プール棟の老朽化による天井からの「錆（さび）」の落下が頻繁になったため、利用を停止しております。

先般、プール棟も含めた施設全体の市場性の有無や活用のアイディアを広く聴くことにより、敷地や立地を活かした新たな事業展開の可能性を探ることを目的として、サウディング型市場調査を行い、現在、民間事業者からいただいた意見等を参考に、臨海スポーツセンター全体のあり方の検討を進めているところでございます。

皆様にはご不便をおかけいたしますが、健康づくり支援センター（ガウランド）、百目木公園プール等、市の他の施設のご利用をお願いいたします。

最後に、⑥フリーマーケットの開催についてでございますが、現在、袖ヶ浦海浜公園などで民間主導によるフリーマーケットを開催しております。そのため、本市主導でフリーマーケットを開催する考えはございませんが、本市では、不用となった子ども

	服のリユース企画「ガウラの古着屋さん」をクリーンセンターにて毎年2回実施して、ごみの減量化・資源化に努めておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。 この度は貴重なご提言、誠にありがとうございました。
意見 37	R6. 10. 28 袖ヶ浦市は子育てにいい市と聞いたことがありこちらに引っ越してきました。だからといってここが手厚いよ！という内容の濃いことは聞いてなかったので自己責任ではありますが実際に住んでみて特別よいとは思っておりません。 今袖ヶ浦市は移住者が増えているかと思いますが、なにか子育て支援で力を入れていること、アピールできることはあるのでしょうか？ もう一点。 保育所の申し込みについて。 2023 年 6 月に第一子が生まれました。 そのとき別の市ではありますが、2022 年の 11 月頃母子手帳をもらい、12 月に 2023 年 4 月入所の保育園申し込みができました。2 月頃に内定通知書をいただきまだ産まれていない子の保育園の確約ができました。 先日袖ヶ浦市の保健センターにで向かい、現在妊娠中で 2025 年 5 月予定日の子の保育園申し込みを行おうと思いましたが、ですが結論から言うと断られました。産まれていない子は、家族に特別な理由がない限り申し込みできないと。 以前は違う市ではありますができたのでそれを望んでいましたができないと知り、とてもショックを受けました。 人それぞれ違うとは思いますが私は仕事が好きで育児と両立させたいと思っています。ですので早期職場復帰をしたいと考えております。 職業柄美容師ですのでありがたいことにまた担当してほしいと復帰を待ち望んでくださっている方も多数待ってくださっています。 前の市ではできたことが袖ヶ浦ではできない。びっくりしました。不親切だと感じました。特別扱いしてくれと言っているわけではないです。 もう少し寄り添ったご回答はできないのでしょうか。 もし仮に 4 月入所枠で申し込みを許可していただけるのであれば最短 7 月の入所であっても 4.5.6 月の保育料も払います。そしたら他の方と平等ですね？ 私だけではなく他にも妊娠中から保育所の申し込みをしたい方は多数いらっしゃると思います。審査を受けることには代わりがないので仮内定をいただいて、そのあと生まれたら内定ということもできないのでしょうか。ご検討いただけることを願っております。
回答	R6. 11. 15 子育て支援課 保育幼稚園課 日頃より、市行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。 このたびいただきましたご意見について回答いたします。 初めに、子育て支援施策につきまして、本市においては、袖ヶ浦駅海側地区を中心に

子育て世帯が増加していることから、現在は、保育施設の整備や、小中学校の増築、放課後児童クラブの拡充を重点的に行っているところです。その他様々な子育て支援施策に力を入れているところであり、最近の主な取組で申し上げますと、まずは、「こども家庭センター」がございます。こちらは、平成29年より設置しておりました「子育て世代総合サポートセンター」を本年4月から「こども家庭センター」に移行し、母子保健と児童福祉のさらなる連携強化を図りながら、妊娠から出産、子育ての相談受付や児童虐待の予防など、子育て世代への支援を強化しております。

具体的には、妊娠初期においては、母子健康手帳交付時に保健師等が妊婦全員と面談し、一人ひとりに合ったサポートプランを作成しております。この面談の中で、心身に不安のある方や家族等からの支援が困難な方へは、産後ケア事業や産前産後ヘルパー派遣事業などの支援サービスの利用を勧奨し、安心して出産を迎えることができるように支援しております。

また、面談時に支援を必要とする妊婦を把握した場合は、すぐに社会福祉士等に繋ぎ、母子保健と児童福祉の両面から支援する体制を整えております。

学齢期前後においては、心配な環境にあるこどもや保護者などに対し、社会福祉士が中心となってご家庭や保育所、学校などを訪問するとともに、これらの機関と連携しながら継続的に支援することで、家族の孤立を防ぎ、児童虐待など危機的状況の予防、重篤化防止に努めております。

これら本市における児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応に係る取組につきましては、児童相談所や警察などの関係機関をはじめ、県内でも高い評価を得ているところでございます。

次に、ICTを活用した新たな子育て支援策として、本年9月から『母子手帳アプリ♡そでふあむ』の運用を開始しました。本アプリは、スマートフォン・タブレット端末・PCに対応したサービスで、健診記録や予防接種の管理機能、妊娠週数やお子さんの月齢、年齢に応じたプッシュ型の情報発信や医療機関情報等の提供を行うなど、育児や仕事に忙しい母親やパートナーを助けてくれる便利な機能が充実しております。

また、令和7年1月以降段階的に「乳幼児健診サービス」、「質問票サービス」、「オンライン予約サービス」の適用を開始する予定であり、利用者は幼児健診（1歳6か月、2歳、3歳）の問診票の記入・提出や健診結果の確認、各種アンケートや申請書の記入・提出、市の実施する子育て関連の教室などの予約が、本アプリを通じて24時間どこからでも実施可能となります。

このように本市では、妊娠から出産、子育てに至るライフステージにあわせた切れ目のない支援を行い、子育て世代が抱える孤独や不安を解消し、安心して子育てできるまちとして取組を進めております。

本市といたしましても子育て支援施策は、重要な施策の一つと認識しており、今後とも、より効果的な施策を推進していきたいと考えております。

次に、保育所の申し込みについてでございますが、保育所は、生後57日以降のお子

さんが利用できることになっており、最短で出生後５７日を経過した月の翌月から利用できることとなります。

例えば、１０月１日に生まれたお子さんの場合でご説明しますと、最短で１２月から利用可能となり、１２月から利用を希望する場合には、出生後から利用可能月の前月５日までの間に必要書類を添えて申請していただくことになります。

ただし、４月１日からの利用申請については、進級や新たに入所を希望する方の申請が非常に多いため、通常の月とは異なり、例外として申請期間を別に設けており、本市では例年１１月から１２月にかけて申請受付を行っております。

そのため、申請時にはまだ出生していないものの２月３日までに出産の可能性があり、４月入所を希望する方については、救済措置として、出生前のお子さんについても仮申請を受け付けております。

しかしながら、出産予定が５月とのことですので、最短でご利用いただく場合でも７月もしくは８月からとなり、仮に７月からのご利用を希望する場合には、通常どおり出生後から、６月５日までの間に申請していただくこととなります。

事前に料金を払うことで内定を出せないかとのご要望でございますが、入所を希望される保護者が多く、児童全員が希望どおり入所できないような場合においては、優先順位の高いお子さんから入所できるよう基準を設け、入所調整を行っております。

毎月、保育所の受入体制や入所申請の状況は変動することから、皆様の公平性や平等性を確保しながら入所調整を行っており、事前に確約することはできませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。

このたびは、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。